

## 情報の非対称性

今月号では橋高 主席研究員が論調「個人投資家向け社債について」の中で「情報の非対称性」の問題を取り上げている。「情報の非対称性」とは経済取引の当事者双方の間に情報量において不均等が発生している状況を指す用語である。一方の当事者が十分な情報を知らされずに取引に及んでいる状況を言う。

考えてみれば、この世の中「情報の非対称性」にあふれているのではないかと思わずにはいられない。最近話題になった高齢者をねらった悪徳リフォーム業者などはその極端な例だろう。建物に関する知識は高齢者ならずとも一般個人のレベルは低い。自分の目で確かめることの出来ない事象については専門家の言うことを信頼するしかないのである。誰でも自分の専門分野を除けば同じことが言えるのではないか。例えば、医療、IT、化学、金融、法律、税金、年金、などの分野に至っても同じ状況だろう。技術革新や専門化が高度かつ複雑に進んだ現代社会は必然的に「情報の非対称性」を生む構造になっているのではないか。特に個人という取引主体にとっては、あらゆる分野において専門家と同じ情報量や知識を確保するのは難しい。まして日中は会社で自分の仕事に専念している個人にとっては土台無理な話だとも言える。

市場経済では「自己責任原則」ということがよく言われるが、それは「自由」と「公平」を前提にして初めて言えることである。情報を持てる側の積極的な「情報公開」と個人の側の「知識向上努力」は必要であるが、それだけでは公正な社会の実現は難しい。その意味で、行政が果たすべき役割は大きい。国民に信頼される「監督機能」を厳格に果たす必要がある。ただし案件が高度に専門的な場合や正直に情報公開がなされない場合は関係当事者と行政との間にも「情報の非対称性」が発生する可能性がありそれで万全とはいかない。最後の砦は、企業なり行政の中で当事者として働く社員や職員一人ひとりの、「国民の立場」を踏まえた社会的責任感と誠実な行動であり、またそれを確保する内部管理体制である。それを前提にしない限り、この市場経済社会と呼ばれる世の中は無秩序なものになってしまいかねない。

今月号はそのほか「地域金融機関と地方公共団体」「中国の貿易構造と貿易政策」の論文を掲載している。従来当然と考えていた対応についても立ち止まって「よく見る・見直す」行為が大切であることを示唆しているように思う。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都俊生・みやことしお)